

第 2 回 中部国際空港 P I 推進協議会 議事概要

1 日時

2022年7月12日（火） 午後3時30分～午後4時50分

2 場所

第1セントレアビル 6階 6A会議室

3 議事

(1) P I 実施計画書（案）について

原案のとおり承認

<主な質疑等>

- ・意見募集期間を4週間から7週間に延ばすとのことだが、当初想定した全体スケジュールの範囲内に収まるのか。
→（事務局）どれぐらいの意見が提出されるかによるが、概ね、当初想定していた期間内に収まると考えている。最終的には、年内にP Iを終了したいと考えており、全体スケジュールには影響しないとみている。
- ・実施手順（P 5）において、「ご意見及びご意見への考え方を示し」、また、「実施結果のとりまとめ」とあるが、いずれも公表するということか。
→（事務局）そのとおり。
- ・P I（P 1）における「中部国際空港の将来構想」のパブリック・コメントに関する記載について、「公表後ではありましたが」との記載は不要ではないか。
→（事務局）パブリック・コメントは計画を公表する前に実施するのが一般的であるが、今回は、公表後に広く周知された事実を踏まえ、このように記載した。
- ・P 1（P 1）の最後の2行「また、地域の実情に応じて・・・」の記載は不要ではないか。あとの文章の根拠になっていないと思われる。
→（事務局）こういう考え方もあるとのこと、丁寧に追記した。
- ・「P Iの目標達成の判断及びP Iの終了」（P 9）について、「意見提出者の年代、職業、居住地を把握し」とあるが、偏った年代等からしか意見をいただけなかった場合、広く周知されたと評価できないことになるのか。
→（事務局）意見を出された人の年代、居住地、職業等が偏っていたからといって、直ちに幅広くないという結論にはならないと考えている。ただ、幅広く意見を聞いたのかという判断のための一つの指標になると思っている。
- ・意見収集期間の延長の判断の目安はあるか。
→（事務局）特に設定していない。意見の総数と提出された意見の内容を見て、推進協議会や評価委員会の皆様にご判断いただくことになると考えている。
- ・中間報告において、構想段階に係る意見及び意見に対する考え方を示すとのことだが、どこまでの内容が構想段階になるのか。
→（事務局）次の議題であるP Iレポートにおいて説明する。
※P Iレポートの説明において、第4章までが構想段階に相当することを説明。

- ・「はじめに」の中で、第1段階の滑走路増設イメージ図が掲載されているが、第1段階・第2段階については「中部国際空港の将来構想」をよく読めばわかるが、いきなり「第1段階」と出てくるとわからないのではないか。
→前段において、今回の滑走路整備は、将来構想の第1段階を目指すことを記載していることから、参考にイメージ図として掲載した。
- ・「P Iの対象とする住民・関係者等」(P 5)について、「中部国際空港に関心を有する個人、団体等の皆様を対象とします」とあるが、基本的に制限はなく、広く一般に、どなたでも意見を言うことができるという理解でよいか。
→(事務局) そのとおり。「④その他」の「中部国際空港に関心を有する個人、団体等」と記載し、結果として全ての方を対象としていることを示している。

(2) P Iレポート(案)について

4週間経過した段階で、構想段階の意見を集約し、事業者の考え方とあわせて公表することをP Iレポートの最後に追記することで承認。

<主な質疑等>

- ・滑走路に関する課題として5項目が示されているが、「中部国際空港の将来構想」においては、「将来の航空需要への対応」という項目があった。今回、課題に含まれていない理由は？
→(事務局) 今回の主な整備目的は、完全24時間運用の実現と、現滑走路の大規模補修の実施であり、需要をもとに整備するものではないことから含めていない。
- ・今回示された増設滑走路案(P 16)における案1は、「中部国際空港の将来構想」にはないものであり、調整の中でこの案が出てきたと思うが、唐突感がある。案1を設定した経緯は？
→(事務局) 航空局が示したガイドラインに準拠してP Iを実施しているが、複数案の中から幅広く選択できるようにと明示されているので、ベストではないが、選択肢の一つとして考えられるということで設定した。あくまで目指すのは、地域の方にまとめていただいた将来構想案であり、それが適切かどうかを客観的に判断いただけるよう、実現可能性のある候補をお示ししたものである。
- ・第7章において、「期間が適切であったかどうか判断します」とあるが、期間だけを判断するのか。また、とりまとめたあとの公表が書いていないが、書かれていない理由は？
→(事務局) P Iのそもそもの目的が意見提出機会の付与のため、期間の延長について判断する必要がある。また、意見をとりまとめた後、公表する。
→住民の皆さんにはP Iレポートが示されると思うので、公表されることを周知することが重要だと思う。
→(事務局) いただいた意見は、事業者の考え方とともに公表する旨、追記する。
- ・滑走路の長さについて、案2が3290mである理由は記載されているが、なぜ案1も3290mなのか。
→(事務局) 案2に合わせる形で、案1の長さを設定し、比較検討している。3290mという長さで、飛行機の運用には問題ないことを確認している。
→将来構想の第2段階は3500mとなっているので、将来的な必要性が薄らいではいけないと思っている。

- ・今回の整備は、発着能力に影響はないのか。完全24時間運用になることで、実質的な発着能力が増えるという書き方はできないのか。

→（事務局）滑走路の容量としては1.1~1.2倍に増えると想定しているが、あくまで需要想定した整備ではないため、容量が増えることを明記することで、整備目的が違うのではという誤解が生じないように、容量については記載していない。

（3）PI 活動内容（案）

原案のとおり承認

※資料3における、中部国際空港(株)のチラシ、パネル展示の期間に誤りがあったため修正する旨説明し了解を得た。

9/1~9/30 → 9/1~10/20